

豊川サッカー協会 規約（案）

第1章 総則

（名 称）

第1条 本協会の名称は、豊川サッカー協会（以下、本協会という。）とする。

（事務所）

第2条 本協会の事務所は、理事長宅に置く。

第2章 目的、事業及び組織

（目 的）

第3条 本協会は「サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の健やかな暮らしと地域社会の発展に貢献する。」ことを目的とする。

（事 業）

第4条 本協会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（1）青少年の健全育成

（2）地域スポーツ振興の推進 → 社会体育の推進から変更

（3）リーグ戦及び各種大会の企画・実施

（4）その他目的達成に必要な事業

（組 織）

第5条 本協会の目的に賛同した各種別の加盟団体をもって構成する。

第3章 加盟

（種 別）

第6条 本協会の加盟団体は、次の5つの種別とする。

（1）1種 社会人及びシニア

（2）2種 高校生

（3）3種 中学生

（4）4種 小学生以下

（5）女子 → 5種から変更

（加 盟）

第7条 本協会にあらたに加盟しようとする団体は、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

2 加盟の手続きは、加盟規約の定めるところによる。

(加盟費)

第8条 本協会は、加盟規約にて定める加盟費を納入しなければならない。

第9条 加盟団体が次の各号の一に該当するに至ったときは、その加盟資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 除籍されたとき。

(退 会)

第10条 加盟団体は、退会届を会長に提出して、随時退会することができる。

(除 籍)

第11条 加盟団体が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除籍することができる。この場合、その団体に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員等

(役員等)

第13条 本協会に次の役員及び監査（以下、役員等という。）を置く。

(1) 役員 14名以上30名以内

会 長	1名	本協会を代表する。
副 会 長	数名	会長を補佐する。
顧 問	数名	本協会に助言する。
理 事 長	1名	本協会の事業執行を統括する。
副 理 事 長	数名	理事長を補佐する。
総 務 部 理 事	数名	総務・登録・会計に関わる事項を担当する。
技 術 部 理 事	数名	技術向上に関わる事項を担当する。
審 判 部 理 事	数名	審判に関わる事項を担当する。
1 種 委 員 会 理 事	数名	1種に関わる事項を担当する。
2 種 委 員 会 理 事	数名	2種に関わる事項を担当する。
3 種 委 員 会 理 事	数名	3種に関わる事項を担当する。
4 種 委 員 会 理 事	数名	4種に関わる事項を担当する。
女子委員会理事	数名	女子に関わる事項を担当する。

(2) 監査 3名以内

(選任等)

第14条 役員等は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

- 3 ~~十種一女子~~各種別委員会理事は、各種別の加盟団体の中から選出することとする。ただし、各種委員会において2名以上いる場合は1名に適用する。

(職 務)

第15条 役員等は、第13条に定める職務を行い、本協会の目的の達成に努める。

- 2 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、本協会の事業を執行する。
- 3 監査は、次の職務を行う。
- (1) 本協会の財産の状況を監査すること。
- (2) 本協会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員等の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(欠員補充)

第17条 理事会において、各担当理事が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員等が次の各号の一に該当するに至ったときは理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員等に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員等としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 本人のやむを得ない事情が生じたとき。

第5章 総会

(総 会)

第19条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第20条 総会は、加盟団体及び役員等をもって構成する。

(権 能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員等の選任

(6) 加盟費の額

(7) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認め招集の請求をしたときに開催する。

(招 集)

第 23 条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び議事を記載した書面をもって、少なくとも 14 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 24 条 総会の議長は、理事長が行う。不在の場合は、副理事長が行う。

(定足数)

第 25 条 総会は、加盟団体総数の 2 分の 1 以上の出席（委任を含む）がなければ開会することができない。

(議 決)

第 26 条 総会における議事は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した加盟団体の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 加盟団体の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない加盟団体は、理事長に委任することができる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する加盟団体は、その議事の議決に加わることはできない。

第 6 章 理事会

(構 成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 29 条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 30 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 3 項第 2 号の規定により、監査から招集の請求があったとき。

(招 集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び議事を通知しなければならない。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決)

第 33 条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 34 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、理事長に委任することができる。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第 7 章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第 35 条 本協会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した加盟団体の 4 分の 3 以上の多数による議決を得なければならない。

(解 散)

第 36 条 本協会は、次の事項により解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 合併
 - (3) その他やむを得ない事情が生じたとき。
- 2 前項第 1 号の事項により本協会が解散するときは、加盟団体総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 37 条 本協会が解散したときに残存する財産は、解散時の総会議決により決定する。

(合 併)

第 38 条 本協会が合併しようとするときは、総会において加盟団体総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

第 8 章 雑則

(細 則)

第 39 条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、2008 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、2022 年 4 月 1 日から施行する。